

青色申告会サポーター部 内規（案）

第1条（目的）

本内規は、青色申告会（以下「本会」という。）におけるサポーター部（以下「サポーター部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、サポーターの活動を通じて本会の発展及び地域社会への貢献を図ることを目的とする。

第2条（サポーター部の設置）

サポーター部は、本会の活動を支援し、その普及・啓発に寄与することを目的として、本会内に設置する。

第3条（サポーターの登録資格）

1. サポーターとして登録できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ本会の趣旨に賛同する者とする。
 - (1) 本会の正会員、準会員又はこれらの退会者
 - (2) 本会に所属したことがないが、活動趣旨に賛同し、支援の意思を有する者
2. サポーター登録には、所定の申請手続を経るものとする。

第4条（活動内容）

サポーターは、次に掲げる活動に従事することができる。

- (1) 本会が主催する事業・行事等の支援
- (2) 会員及び地域住民への青色申告制度等の普及啓発活動
- (3) 本会の広報活動への協力
- (4) その他、本会が必要と認める支援活動

第5条（登録及び管理）

1. サポーターの登録は、本会所定の申込書の提出及び代表者の承認をもって完了する。
2. 本会は、サポーター名簿を作成し、適正に管理する。

第6条（登録の取消等）

サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合、本会は登録を取り消し、又は活動を制限することができる。

- (1) 本会の名誉又は信用を毀損したとき
- (2) 本内規に違反したとき
- (3) その他、サポーターとして不適格と認められる事由が生じたとき

第7条（費用負担）

サポーター活動に要する費用は、原則として自己負担とする。ただし、本会が必要と認めた場合は、別途支給又は補助することができる。

第8条（改廃）

本内規の改正又は廃止は、代表者の決裁を経て行うものとする。

附則

この内規は、令和7年5月20日から施行する。